

令和2年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務受託候補者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務の委託に当たり、業務の目的及び内容を効率的かつ効果的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者の選定に関し必要な事項を定め、これをもって業務の品質確保に資することを目的とする。

(受託候補者選定会議の組織)

第2条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、令和2年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務受託候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）を開催する。

2 選定会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

座長 山科区役所 地域力推進室長

副座長 総合企画局 SDGs・市民協働推進部長

山科区役所 保健福祉センター長

山科区役所 子どもはぐくみ室長

山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進課長

3 座長は、会議の議長となる。

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは副座長がその職務を代理する。

5 選定会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(被選定候補者の特定)

第3条 選定会議において、企画提案書等を提出した受託希望者のうち、次に掲げる参加資格を全て満たす者を当該事業の被選定候補者として特定する。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。参加申出書の提出時点で、京都市競争入札有資格者名簿に登録している者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。

(2) 参加申出書を提出した日から選定結果の通知の日までに、京都市から競争入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 委託事業の実施にあたり、許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。

(4) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(受託候補者の選定)

第4条 選定会議において被選定候補者から提出された企画提案書等を審査のうえ受託候補者を選定する。

- 2 被選定候補者から提出された企画提案書等を，次の各号について，別紙「令和2年度『京都山科ブランディング事業』に係る業務受託候補者選定審査基準」により，評価を行う。
- 3 選定会議構成員の評価点の合計値を被選定候補者の評価点とし，最高得点を獲得したものを受託候補者として選定する。

(選定結果の通知)

第5条 京都市は，選定結果を全被選定候補者に対し文書により通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は，決定の日から施行する。

令和2年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務受託候補者選定審査基準

1 審査項目及び配点

令和2年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務受託候補者選定会議（以下、「選定会議」）は、被選定候補者より提出された提案について、以下の審査項目に基づき評価を行う。

各項目の配点は、以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点		
		点数	傾斜	合計
企画・実施	・山科区民の実際の声が反映され、山科のブランディングに資するスキームとなっているか。	10	×2	50
	・業務遂行にかかる目的の理解、視点、姿勢は適切か。	10	×1	
	・事業の実現によって十分な効果を期待できるか。	10	×2	
広報	・十分に山科の魅力を発信でき、魅力の浸透が期待できるか。	10	×2	20
経費	・事業の規模に応じた適切かつ効率的な見積りであるか。	10	×1	10
業務遂行能力	・企画内容に応じたスケジュール設定か。	5	×1	15
	・事業実施に十分な体制が整備されているか。	5	×1	
	・事業実施に十分な実績があるか。	5	×1	
その他	・仕様書に記載の項目以外で特に評価できる提案があるか。	5	×1	5
合計				100

2 審査について

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、山科区役所が設置し、京都市役所の内部職員で構成する選定会議において、事業内容に関する審査を行う。

イ 提案内容について、被選定候補者に対してプレゼンテーション実施依頼やヒアリングを行う場合がある。

ウ 被選定候補者が1名の場合でも審査は実施する。被選定候補者が複数ある場合は、審査による評価点の総合計が最も高い者を契約の優先候補者とする。いずれの場合も、審査の視点で1つでも0点がある場合は不採択とする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い被選定候補者が複数いる場合は、選定会議の座長が決定する。

オ 選定の結果は、個人情報への配慮を踏まえたうえで公表する。
(ただし、審査の内容等に関する問合せには応じない。)

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の受託希望者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。